

第13回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月10日(火) 午後1時30分から午後3時50分
2. 開催場所 糸島市役所 1号会議室
3. 出席委員(17人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
副会長	3番	平野利延
委員	4番	中原誠也
	6番	丸山文子
	7番	藤嶋政秀
	8番	成吉隆義
	9番	三苫幹治
	10番	増田耕一郎
	11番	磯部絹代
	13番	三坂勝弥
	14番	松尾幸子
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	18番	原田正成
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(2人)

	5番	中園秀輝
	12番	宗孝幸

5. 議事日程

議事

- 議案第105号 農地移動適正化あっせん譲受候補者名簿登録申出について
- 議案第106号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について
- 議案第107号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第108号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第109号 農地改良届出について
- 議案第110号 非農地証明願について
- 議案第111号 糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- 議案第112号 農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)

議案第113号 非農地証明願の取扱いの変更について

その他

- 1) 農地法施行規則第29条第1項の規定による届け出について（報告）
- 2) 農地対策委員会B班報告について
- 3) 今後の予定について
- 4) その他

7. 農業委員会事務局職員

農	地	係	長	前	村	永	久
主			事	赤	嶺	尚	人

事務局 職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。
引き続き、職務代理者の音頭で農業委員会憲章の唱和を行います。お願いいたします。

職務代理者 皆さんこんにちは。本日は出席どうもありがとうございます。2月から新型コロナウイルスということで世界的に蔓延しております。日本においても結構感染者が出ております。こういう中、学校が休校、そして各種イベント、会合等が中止になっております。だから、委員の皆様におかれましても大なり小なり影響があったんじゃないかならうかと思っております。そういう中、今後皆さんも十分注意されながら仕事に頑張っていってほしいと思います。

それでは、ただいまより第13回糸島市農業委員会総会を開催いたします。本日は委員の欠席の連絡を受けております。

本日の出席は現在17名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

続きまして、農業委員会憲章を唱和しますので、皆さんご起立の上、よろしくお願いいいたします。

【農業委員会憲章唱和】

事務局 ありがとうございます。内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長

— 省 略 —

それでは、議事録署名人を指名いたします。井上孝治委員と三坂勝弥委員を指名いたします。

それでは、議案に入ります。事務局。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第105号「農地移動適正化あっせん譲受候補者名簿登録申出について」、ご審議をお願いいたします。

なお、受付番号2番につきましては同居の親族の方の審議となりますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定がございます。該当農業委員のほうにはご退席いただくようになります。

それでは、内容を説明させていただきます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

なお、受付番号1番につきましては先月の総会におきまして継続審議したものでございます。こちらにつきましては営農実態がどうなのかという確認が必要だということでの継続審議ということになりまして、実際3月の面談ということで日程を調整していたところですが、どうも日程が合わないということでまだ面談ができていないという状況でございます。以上でございます。

それでは、1番からご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 それでは、受付番号1番の譲受等候補者登録申請ということでなっております。皆さんはどういうふうにお考えでしょうか。

農業委員 面談が終わって、どのような形でやられるのかというのをはっきりしておいて、いいか悪いかというのを見極めたほうがいいと思います。

議 長 ほかに何か意見は。事務局。

事務局 先に進まない状況であれば、一旦登録申出の取下げを願ひ出人側に伝えていきたいと考えております。以上でございます。

議 長 ほかになかったら採決を採ります。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、1番につきましては継続審議という意見のほうが多かったので、継続審議ということでいい人は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 では、2番に移りますので、該当農業委員、退席をお願いします。

(退 席)

議 長 それでは、受付番号2番につきまして質問、意見がありましたら、事務局のほうで答えたいと思いますが。ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら、採決に移ります。
受付番号2番につきまして、あつせん登録候補者の申出を許可すると

いう方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第106号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、
あっせん委員及び推進委員の選任並びに譲受候補者の選定をお願いいたし
ます。

それでは、受付番号1番から内容の説明をさせていただきます。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号3番です。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上4件につきまして説明のほうを終わります。よろしくお願ひいたし
ます。

議 長

それでは、あっせん推進委員とあっせん農業委員を指名いたします。

【地区別にあっせん委員を指名】

しばらく時間を与えますので、あっせん候補者を選んでください。ほか
の委員の方は暫時休憩に入ります。

(休 憩)

議 長 それでは、候補者がそろったみたいですので、受付番号1番から候補者名をお願いいたします。

推進委員 **【候補者名読み上げ】**

議 長 それでは、もう一度確認を事務局のほうからお願いいたします。

事務局 **【候補者名確認】**

議 長 それでは、あっせん成立に向けてよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局 議案書の15ページをお願いいたします。
議案第107号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、農地法第3条の受付番号1番につきましてお願いいたします。

農業委員 番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上です。

議 長 それでは、番号2番につきましてお願いいたします。

農業委員 受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

よろしく申し上げます。

議 長 続きまして、番号3番をお願いします。

農業委員

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

よろしく申し上げます。

議 長

続きまして、番号4番をお願いいたします。

農業委員

受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上です。

議 長

番号5番、6番につきまして申し上げます。

農業委員

番号5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、番号6番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

よろしく願いいたします。

議 長

続きまして、番号7番をお願いいたします。

農業委員

受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

よろしく願いいたします。

議 長

最後に、番号8番お願いいたします。

農業委員

受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて提案】

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま3条に係る申請につきまして説明がありました。何か質問、意見がありましたら、どうぞ。

農業委員 受付番号5番と6番で譲受人の方ですけれども、住所が市外ですけれども、農地はこちらのほうにあるかどうかと耕作はちゃんとしてあるかどうかを聞きたいです。

議 長 事務局。

事務局 5番、6番ですけれども、市外ではあるけれども、耕作は可能というところで前回判断しておるという内容でございます。以上でございます。

議 長 よろしいでしょうか。
ほかに何か意見、質問がありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら、採決に移ります。
3条につきましての申請を許可と判断される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 1時間程度過ぎましたので、あの時計で40分から始めたいと思います。

(休 憩)

議 長 それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局 議案書の21ページをお願いいたします。
議案第108号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご審議をお願いいたします。
それでは、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、5条の許可申請について入りたいと思います。今回は第2調

査部会ということで副部会長が発表いたします。それでは、よろしくお願いいたします。

副部会長

それでは、議案書21ページ。
番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

農地区分は第1種農地ですが、集落に接続して建築される住宅であり、不許可の例外に該当し問題ありません。

特に関係各課からも支障となる意見も出ておりませんし、周辺農地に影響もないことから第2調査部会としては許可相当と判断しております。

続きまして、番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

農地区分は第3種農地で問題ありません。

農林水産課の意見のとおり、現地では水路が埋まっており、浄化槽からの排水計画について疑問がありましたので、申請人へ所管課との協議を行うよう伝えております。第2調査部会では周辺農地への影響がないため許可相当と判断しています。

続きまして、番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

農地区分は第1種農地ではありますが、農地改良に伴う一時的な転用行為のため不許可の例外に該当し問題ありません。

また、関係各課からも特に支障となる意見も出ておりません。第2調査部会としましては周辺農地に影響がなく許可相当と判断しています。

最後になりますが、番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

農地区分は第2種農地であり、ほかの代替地もないことから問題ありません。

また、関係各課からも特に支障となる意見も出ておりません。第2調査

部会としましては周辺農地に影響がなく許可相当と判断しております。以上、報告を終わります。

議 長

それでは、5条につきまして審査表の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の20ページをお願いいたします。

農地法5条の許可申請につきましては20ページに記載しております一般基準というものと、21ページ、22ページに記載しております立地基準によって判断することとなります。

一般基準でございますが、「適当」、「該当なし」というところが全て当てはまっております、一般基準につきましては問題ないという判断でございます。

続きまして、立地基準、21ページでございますが、1番につきましては第1種農地ということでございますが、説明があったとおり、集落に接続して設ける住宅というところで不許可の例外に該当するということでクリアしているかと思えます。

2番につきましては駅からおおむね300メートル以内というところで第3種農地ということで原則許可できるという農地区分でございますので、こちらのほうもクリアしているかと思えます。

22ページですが、3番につきましては第1種農地という判定でございますが、農地の造成のための一時的な転用というところで不許可の例外に該当しますので、こちらもクリアということになります。

4番につきましては、河川等で分断されておりますので、広がりがない農地というところで第2種農地という判断になります。ほかに代替地がないというところでございますので、こちらのほうも立地条件もクリアしていると判断できます。

よりまして、一般基準、立地基準等合わせますと、書類上の審査ですが、こちらについては全て許可相当であると言えるものでございます。以上でございます。

議 長

ただいま5条の説明を調査部会並びに事務局のほうよりしていただきました。何か質問、意見がありましたら、お願いいたします。ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

では、なかったら、採決に移ります。農地法第5条につきまして許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長	それでは、次の議案に移ります。事務局。
事務局	議案書の46ページをお願いいたします。 議案第109号「農地改良届について」、ご審議をお願いいたします。 また、審議後、監督委員の指名をお願いいたします。
議 長	それでは、農地改良届について調査部会のほうより説明をお願いいたします。
副部会長	届出番号1番。 【議案書に基づき読み上げて報告】 申請人と所有者は親子関係でビニールハウスを設置し、ミニトマトを作付する計画書が提出されています。ビニールハウスの規模は幅6メートル、長さ30メートルで、出入り口付近に碎石を敷きならす計画です。 なお、碎石敷地は200平米を超えない計画と聞いています。 また、西側の境界の埋立てについては承諾書を取っている最中です。承諾書の関係については事務局からお願いします。
事務局	現在のあぜから40センチ造成ですので、20センチから30センチ高くなるというところで承諾書を取ってくれと、敷地の埋立ての関係と雨水の関係も出てきますので、届出人のほうに伝えており、所有者の方と耕作者の方は確認できておりますが、まだ出てきていないという状況でございます。以上です。
副部会長	特に関係各課からも支障となる意見も出ておりませんし、第2調査部会としては受理相当と判断しております。 続きまして、届出番号2番。 【議案書に基づき読み上げて報告】 現地は所有名義と境界が画定したことにより、農地の効率利用をしたいということから区画形成の農地改良届出となっています。内容としまして

は現況ののり敷部分を境界付近まで移動させる計画で、造成後はサツマイモを作付されます。

第2調査部会では周辺農地への影響がないため受理相当と判断していません。以上、報告を終わります。

議 長 事務局、この1番のほうは隣地承諾が取れていないということ。

事務局 今、話をしている最中ではあるんですけど、承諾書が出れば相当とするか、現段階で承諾するかというところの判断ですね。

議 長 それで、質問、意見がありましたら、どうぞ。

農業委員 水利の関係とかきちんとしていただきたいと思います。

事務局 水利承諾書は、水利委員のほうからの承諾は出ているんですけど。ただ、トラブル防止で隣地承諾書を取っておいたほうがいいなというところで、それが出ているという状況ではあります。

農業委員 確認だけしていただきたい。

議 長 隣地承諾が取れるものと思ってこちらは審議したいなと思います。

農業委員 はい、分かりました。

議 長 もし、承諾が取れないなら、隣地との話し合いをよくしてくださいという事で持っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
ほかに何か意見、質問がありましたら、お願いします。
採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、農地改良届につきまして受理相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 監督委員を指名いたします。

【監督委員指名】

議 長

では、次の議案に移ります。

事務局

議案書の60ページをお願いいたします。
議案第110号「非農地証明願について」、ご審議をお願いいたします。

議 長

それでは、調査部会のほうより説明をお願いいたします。

副部会長

番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

現地は竹林化しており、農地への復元が困難であると認められました。昭和55年に農地法第5条により取得され、それ以降20年以上前から今の状態であったかと思われます。

現地の状況や関係各課の意見も支障となる意見がないことから第2調査部会では認定相当と判断しています。

続きまして、番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

現地は作物の作付はなく、庭木やコンクリート基礎で固定された物置、小屋が建っており、また、自宅からの通路が設置されていました。昭和53年に農地法第5条により願出人のお父様が取得されていますが、20年以上前から現在の使用状況であったかと思われます。

現地の状況や関係各課からの意見も支障となる意見がないことから第2調査部会では認定相当と判断しています。

続きまして、番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

現地は山林化や竹林化しており、農地への復元が困難であると認められました。

現地の状況や関係各課の意見も支障となる意見がないことから第2調査

部会では認定相当と判断しています。

続きまして、番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

現地はアパートの駐車場となっていました。このアパートは昭和57年9月に建築されており、20年以上前からアパートの敷地として使用されていることが認められました。

現地の状況や関係各課の意見も支障となる意見がないことから第2調査部会では認定相当と判断しています。

続きまして、番号5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

現地はいずれも山林化しており、農地への復元が困難であると認められました。

現地の状況や関係各課の意見も支障となる意見がないことから第2調査部会では認定相当と判断しています。

続きまして、番号6番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

現地は住宅の一部となっていました。この住宅は昭和52年に増築されており、20年以上前から住宅の一部であったことが認められました。

現地の状況や関係各課の意見も支障となる意見がないことから第2調査部会では認定相当と判断しています。

続きまして、番号7番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

現地は住宅の敷地の一部となっていました。この住宅は昭和46年に建築されており、20年以上前から住宅敷地として使用されていることが認められました。

現地の状況や関係各課の意見も支障となる意見がないことから第2調査部会では認定相当と判断しています。

最後に、番号8番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

現地は倉庫が建築されておりました。新しい倉庫でしたので、願出人の奥様に尋ねたところ、26年ほど前に建てた倉庫が老朽化し危険な状態だったので、昨年11月に建て替えたということでした。平成10年の課税は宅地課税ということを確認できており、20年以上前から建築物の敷地として使用していたことが認められました。

現地の状況や関係各課の意見も支障となる意見がないことから第2調査部会では認定相当と判断しています。以上、報告を終わります。

議長 ただいま非農地証明願につきまして説明がありました。これにつきまして質問、意見がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、採決に移ります。非農地証明願につきまして証明書の発行に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局 議案書の79ページをお願いいたします。

議案第111号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」、ご審議をお願いいたします。

内容につきましては農業振興課担当者より説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、よろしくをお願いいたします。

農業振興課 今回、農業経営改善計画、いわゆる認定農業者の認定の申請ということで新規の認定申請が出ております。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長 ただいま認定農業者の農業経営改善計画の新規者ということで説明がありました。何か質問、意見がありましたら、お願いいたします。

農業委員 親子共々に非常に熱心に、米、また花作りに励んでおられます。将来有望な農業青年というか、農業経営者でございますので、ぜひともよろしくお願いします。

議 長 地元委員のほうから説明がありました。
それでは、採決に移ってよろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 新規ということで認定される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 それでは、次に移ります。事務局。

事務局 議案書の83ページをお願いいたします。
議案第112号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)」、ご審議をお願いいたします。
こちらは経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の内容でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま農地利利用集積計画について説明がありました。これにつきまして質問、意見がある方はお願いいたします。

機構は4月まではまだ利用をしなさいと言われて、いつまででしたか。

事務局 ファクス等で流したいと考えています。4月からは担い手売買事業、認定農業者の方の売買についてもオーケーだということです。新年度から予算が復活するといえますか。だから、3月いっぱいまでの売買等については延ばしてくれということでしたので、今回は該当する案件はございませ

ん。

議 長

推進機構を使うのは4月からオーケーだということです。

この番号1番、2番につきまして意見、質問がある方はありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、採決に移ります。利用集積計画に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

それでは、次の議案に移りたいと思います。事務局。

事務局

議案書の84ページをお願いいたします。

議案第113号「非農地証明願の取り扱いの変更について」、ご審議をお願いいたします。

内容につきまして説明いたします。

84ページに記載しておりますが、簡潔に申しますと、非農地証明願の案件につきましては、現地調査とか総会での報告分につきましては農業委員の調査部会のほうで行ってききましたが、今後は最適化推進委員に担っていただいているかどうかというところでの提案でございます。

推進委員さんの業務につきましては、農地利用最適化の活動というのが法的な位置づけとなっており、農地利用最適化の活動の一つとして位置づけしまして今後担っていただきたいなというところと、人・農地プラン等地域の会議等の出席の機会も今後増えますので、こういう業務のほうも慣れていただけないかなという部分もございます。

内容としましては、非農地証明願について推進委員のほうで現地調査も行って提案という内容でございます。

次のページに今後のイメージと書いておりますけれども、非農地証明につきましては現地次第で判断が困難なものとか判断が分かりやすいものというのがございますが、この中で想定している分につきましては、山林化しているとか、はっきり非農地だと判断できる案件につきましては当然推進委員さんで行ってもらえないかというところがございます。これまでどおり、判断が困難なものにつきましては調査部会での現地調査等を行うということでございます。非農地証明願があった場合、これが決まります

と、同じ箇所を2回見に行くようなケースも出てきますが、こういう内容で推進委員のほうも協力していただきたいという内容でございます。

調査部会のほうは、この調査部会の前に非農地証明部分の推進委員さんの現地調査というのを入れたいと考えておまして、書いておられますとおり、農業委員として、会長と、または職務代理者か、副会長のペアという地元推進委員で現地調査を行いたいと考えております。

こういう形でスケジュール関係につきましては農政対策委員会を開催しまして、今こちらで記載している部分の詳細な部分を詰めていただくようにと考えております。例えば、現地調査の方法でいきますと、地元の推進委員が参加できない場合、誰が代理とするのかとか、推進委員のほうも地区によっては複数人いらっしゃる場所もありますので、全員とするのか大字によって分けるのかとかという部分、そういう取決めをするのかというところなど、詳細な部分も農地対策委員会で決めていただく分と農地対策委員会での意見という部分でもまとめていただきたいと思っております。

最終的に農政対策委員会を経まして、農地利用最適化推進会議の全体の会議の中で非農地証明の現地調査という部分も含めたところで推進会議に諮りまして承諾を得てからこの取扱いをしていきたいと考えております。提案につきましては以上でございます。

議 長

ただいま事務局のほうより説明がありました。この頃は非農地証明の案件が多過ぎて、これにヒアリング等が入ると、去年みたいに2日にわたって調査をしなければいけないというような事態にも陥りますので、どうにかしないといけないなと思いつつながら、推進委員さんには大変ご迷惑かなとは思いつつながらも、三役で話しまして、推進委員さんにも手伝ってもらおうかというようなことで提案させていただきます。

これを提案して採決いただきましたら、今日終わって農政対策委員会で小さいところは決めていきたいとは思っておりますけれども、まずは、非農地証明願の確認を推進委員さんたちにも手伝ってもらうという格好でいきたいと思っております。何か皆様方の意見をお聞きしたいと思います。

農業委員

第2調査部会も10時に集まって終わったのは夕方6時という8時間にわたっての14の案件を調査、また、審議しましたけれども、明らかに山林化が進んで判断にそう迷うことはないとか、また、地元詳しい方の出席があったほうがいいんじゃないかということも思いますので、提案には賛成します。

議 長

ありがとうございます。ほかに何か。

農業委員 農政対策委員会でまた細かい話という形でされると思うんですけども、本当に単純に言わせていただくと、現地調査というのは、全体をずっと今回回っていますけれども、その地区別に調査をするという形で進められるのかなと。

議長 そうです。

農業委員 だから、日程が違ってくるといふか、前原地区は前原地区の推進委員さんと回るから、調査部会の形がちょっと変わってくる形ですか。

事務局 今の分、会長のほうから三役協議のところの話が出たんですけど、非農地証明願は、会長等負担があるかと思うんですけども、調査部会につきましては全部で一括して回るといふことなんですけど、今回推進委員が入ってくるという形で承認いただければ、結局、締切日が大体25日ぐらいにしていますけれども、締切り後3日後ぐらいに各地区の推進委員のほうに連絡を取って、何時にここに集合してくれといふところで日程設定をして、その分は締切り後3日ぐらいをめどに推進委員の現地調査。通常締切り後5日、5営業日といひますか、約1週間前後には調査部会がありますので、調査部会の前に各願い出が出た地区の推進委員さんと現地調査の日程調整をして、例えば、そこそこで前原地区を10時に行くと、今度は怡土地区だったら1時半とか、そういう形で極力日程調整をつけて1日ないし2日ぐらいで現地のほうを見に行きたい。だから、推進委員さんにつきましては、公民館であるとか、そういうところに何時に集合していただきといふことで事務局と三役のほうでそこに集合して時間を合わせて現地に確認に行くといふようなやり方になるだろうなとは思っています。

農業委員 といふことは、三役さんは忙しくなるということですね。

議長 なるべくなら1日でといふか、半日で回りたいなといふふうには思っております。案件にもよるかとは思いますが、そういった格好で持っていきたいなといふふうには思っております。それで、非農地証明願が出た分は全部そこそこの分では回ります。そして、その回った中でこれはどうかという、自分たちは大体これはなと思うけれども、推進委員さんたちがどうかと思う分に対しては調査部会でもう一回そのところは回ってもらうといふふうな格好にしたいなといふふうには思っております。

農業委員 疑問点がついた分だけを回るといふ、効率的にしようといふことですね。この前は大変だったですもんね。

議 長

そういうふうな格好に今から持っていきたいなというふうに思っております。それで、今回決まれば、今日終わって農地対策委員会をして、4月の総会が終わった後、推進会議を開いて、そこで推進委員さんたちに了解を取って、その日に非農地証明の説明をしながら、どういった判断をするかという研修会をして、5月の申請のところから始めていきたいなというふうには考えております。

ということで、ほかに何か意見がありましたら、採決を取ってよろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

では、非農地証明願につきましては承諾してもらって推進委員を活用するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

では、そのようにしていきたいと思えます。
それでは、その他の項に移りたいと思えます。事務局。

事務局

議案書の86ページでございます。

こちらは農地法施行規則第29条第1号、いわゆる2アール未満の農業用施設の届出が出ております。

【議案書に基づき報告】

こちらは許可不要の内容でございますので、総会のほうで報告ということでさせていただきます。29条届出につきましては以上でございます。

議 長

質問があるということですので。

農業委員

農用地ですが、こういう2アール未満は農振除外の必要ないんですか。

事務局

今、農業委員がおっしゃったように、農用地の場合は施設用地に変えた後に届出をいただくようにしております。

議 長

農振地域だったら、届出を出さないといけないということですね。

事務局 そうですね。施設用地の変更をやった後にこういう倉庫建築の手続等に入っていただくという内容になります。

議長 報告ですので、以上で終わります。
次に、農政対策委員会B班の報告をお願いいたします。

農業委員 【議案書に基づき報告】

議長 ありがとうございます。
続きまして、今後の予定について事務局。

事務局 議案書1ページをお願いいたします。

【議案書に基づき説明】

今後の予定につきましては以上でございます。

議長 それでは、その他のところで。

事務局 その他でございます。

【資料に基づき説明】

その他につきましては以上でございます。

それでは、閉会の挨拶を副会長よりお願いいたします。

副会長 今日は皆さん慎重審議ご苦労様でした。これをもちまして第13回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。

令和2年3月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

19番 井 上 孝 治

13番 三 坂 勝 弥

